

秦野市環境報告書

令和 7 年度版
(2025年度版)



秦野市
Hadano city

第1章 第3次秦野市環境基本計画の基本的事項

1 計画の目的	3
2 計画の位置付けと対象区域	3
3 計画の期間	3

第2章 環境の現状と取組

1 自然環境	7
2 地球環境	8
3 資源・循環	8
4 都市環境	8
5 生活環境	9
6 環境教育・市民活動	9

第3章 未来へ向かって

1 重点戦略と横断的視点	13
2 計画の体系	14

第4章 環境未来像を実現する基本施策

1 具体的取組	
第1節 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち ～共生型社会の実現を目指して～	18
第2節 地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち ～脱炭素型社会の実現を目指して～	22
第3節 ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～	25
第4節 安全・安心・快適に暮らせるまち ～快適で美しい都市空間の実現を目指して～	27
第5節 協働で広げる多様な主体が輝くまち ～気づき、学び、行動できる社会を目指して～	31
2 数値目標と達成状況	33

【参考資料】

- 1 秦野市環境基本条例(抄) 37
- 2 環境基本計画とSDGsとの関連性 39

第 1 章 第 3 次秦野市環境基本計画の基本的事項

1 計画の目的

2 計画の位置付けと対象区域

3 計画の期間

1 計画の目的

本市は、水と緑に恵まれた都市として、その自然環境を後世に継承することを目的に平成12年度(2000年度)に「第1次秦野市環境基本計画」を、次いで、産業構造の変化(身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題まで)に対応することを目的に、平成23年度(2011年度)に「第2次秦野市環境基本計画」(以下「前計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的に環境政策を推進してきました。

この間、国内では、東日本大震災に伴うエネルギー需給への意識の変革、国外では、SDGsの採択やパリ協定の発効など、社会全体で持続可能な環境像の実現を求める動きが加速し始めました。

そこで、本市においても、前計画より継承する「環境の保全」という普遍性を着実に推進させるとともに、こうした社会潮流への順応を見据えた取組や推進体制を強化することを目的とした「第3次秦野市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付けと対象区域

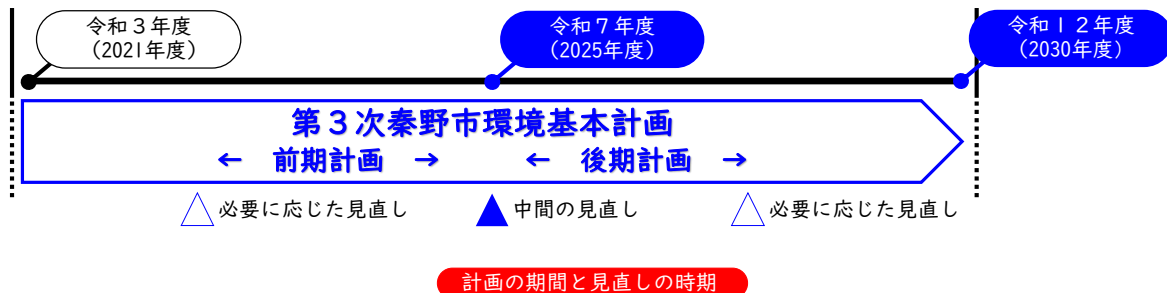
本計画は、秦野市環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標や施策を策定するものです。また、上位計画である「秦野市総合計画」を環境面から補完するため、「環境」の視点から諸施策の統括並びに組織横断的な施策展開を担保する計画に位置付けるものとします。

なお、本計画の対象区域は秦野市全域とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「秦野市総合計画」との整合を図り、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)とし、取組及び数値目標の達成状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年度である令和7年度(2025年度)を目安に見直しを行います。



第2章 環境の現状と取組

1 自然環境

2 地球環境

3 資源・循環

4 都市環境

5 生活環境

6 環境教育・市民活動

I 自然環境

(1) 森林

丹沢山地をはじめ弘法山や渋沢丘陵など、森林面積は市の総面積の約53%を占め、雄大な緑が広がっています。

森林を取り巻く環境は、たばこ栽培の終了や化石燃料への転換により、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだものの、里山の保全再生のため、地域住民、ボランティア団体、首都圏住民、企業等が参加して里地里山保全再生活動が行われており、「第61回全国植樹祭」の開催を契機に、市民の森林・里山の循環や保全に対する啓発に継続的に取り組んでいます。

また、木材の搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されるため、山地の保全を図り、森林等の持つ多面的機能が発揮できるよう、県と市が連携して水源の森林づくり事業を推進しています。

財源については、水源環境保全税（平成19年度(2007年度)から）及び令和元年度(2019年度)に創設された森林環境譲与税を効果的に活用し、持続的な森林整備等を行っています。

(2) 農業・農地

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足の深刻化に加え、燃料・資材費の高止まり、異常気象や自然災害、鳥獣被害など厳しい状況にあるため、地域の中心的な担い手の経営基盤強化を支援するとともに、「はだの都市農業支援センター」を主体に新たな担い手の確保・育成に取り組んでいます。

農地は、農業の担い手不足に伴い荒廃・遊休農地が増加傾向にあるため、新たな担い手を確保するとともに、「人・農地プラン」により農地の受け手と出し手を明確化し、農地の集積・集約化に取り組んでいます。

そのほか、地産地消活動団体への支援や地産地消応援サポーター制度の推進等による、都市農業の利点を生かした地産地消の推進、季節に応じた掘り取りや摘み取り、地理的特性を生かした農園ハイクの実施など、観光農業、体験型農業の推進にも取り組んでいます。

(3) 水（地下水）

秦野盆地の地下は天然の水がめ構造となっており、丹沢山地や盆地に降った雨は盆地山側で地下に浸透して貯えられ、その地下水量は、約7.5億m³と推定されています。

この地下水は、市民の生活用水などとして利用され、人々に恵みを与え、盆地南部では地下水が各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群」として昭和60年(1985年)に環境省の名水百選に選ばれています。

そこで、都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系で補完するため、「秦野市地下水総合保全管理計画」に基づき、安定的な水循環の確保を推進しています。

また、地下水質改善の状況確認や新たな汚染の未然防止及び早期発見のため、地下水調査を実施するとともに、有機塩素系化学物質により汚染された地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。そのほか、「秦野名水の利活用指針」に基づき、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を図っています。

(4) 生き物

「秦野市みどり条例」の制定に伴い、生物多様性の確保を目的に、柳川、渋沢、峠、名古屋木（深沢を含む）、千村及び尾尻地区の7か所を「生き物の里」に指定しています。この生き物の里の管理運営は、それぞれ地域住民が担っており、地域による生き物の生息環境への関心を高めるとともに、ビオトープなど地域性を生かした独自の管理が行われ、地域に適した生物多様性の環境づくりが進められています。

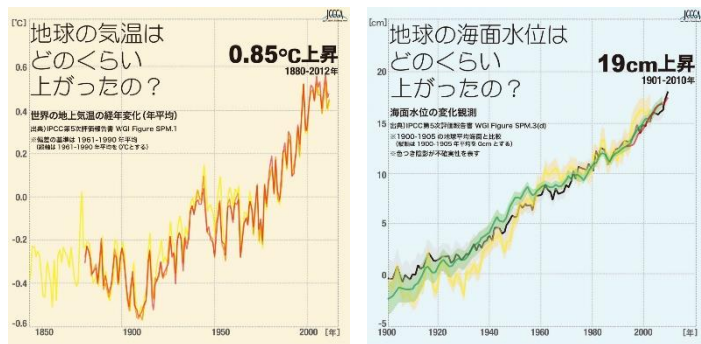
その結果、生き物の里をはじめ、渋沢丘陵などの雑木林や各地区の谷戸田には、ムササビ、ホトケドジョウやゲンジボタルなどの多種多様な生き物が生息し、「神奈川県レッドデータブック」に該当する希少種も多数確認されています。

また、各種体験ツアーなど地域性を生かした取組や、環境学習の実施により、生物多様性の持続可能な利用も積極的に展開しています。



希少種の確認例（ニッポンハナダカバチ）

2 地球環境



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.joccca.org/>)

地球温暖化を原因とする気候変動が国際的な問題となるなか、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を減らす必要があります。特に、産業部門（製造業や鉱業等による事業活動）及び民生部門（第三次産業に属する企業及び個人による事業活動と一般家庭による経済活動）から排出される二酸化炭素量は、市域全体の約75%と大多数の割合を占めています。

そこで、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」としては、6月の環境月間（ごみの減量、緑のカーテンやライトダウンなど）、12月の地球温暖化防止月間及び2月の省エネルギー月間（いずれも市民参加型イベントの開催）等における啓発事業を実施しています。

また、住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金制度（平成29年度(2017年度)終了）や「再生可能エネルギーに関する基本指針（平成30年度(2018年度)策定）」に基づき、再生可能エネルギーの利用促進を図っています。

さらに、気候変動に対する「適応策」としては、河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラの設置など、異常気象や局地的災害への適応強化を図っています。

3 資源・循環

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の形成及びはだのクリーンセンター1施設での安定稼働に向け、ごみの排出抑制、分別の徹底など、資源化施策を推進しています。そのため、古紙類の品目の見直しや出し方の簡素化、ストックハウスの拡充に加え、フリーマーケットやフードドライブなど、“もったいない”をテーマにした「リユース！もったいないDay！」を開催し、市民が協力しやすい体制整備を進めています。

また、新たに草類の分別収集を開始し、剪定枝と併せたさらなる資源化を図っています。さらに、分別ルールを徹底するため、スマートフォンなどで簡単にごみの出し方などが確認できる「ごみ分別促進アプリ“さんあ〜る”」を導入し、普及・拡大に向けた啓発活動を行っています。



「さんあ〜る」

4 都市環境

緑豊かな自然と調和した良好なまちなみを形成するとともに、本格的な人口減少社会に対応するため「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市構造への転換が求められることから、コンパクトなまちづくりの指針となる秦野市立地適正化計画を策定し、土地利用と交通ネットワークとの連携等による都市機能の充実を図っています。

市民の憩いやふれあいの場である公園や緑地は、公園愛護会や里親制度（アダプト・プログラム）により、地域に親しまれ愛される公園として市民との協働を基本に維持管理を進めています。

環境美化については、ポイ捨て等のごみの散乱防止を推進するため、市内4駅周辺をはじめ、6か所を環境美化重点地区に指定し、環境美化指導員による巡回、指導を実施しています。また、不法投棄対策として、定期的なパトロール、不法投棄の頻発箇所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりに努めています。

歴史、文化については、文化遺産を健全な形で後世に引継ぎ、魅力発信に繋げるため、市・県の指定及び国の登録に向けた取組を行っています。さらに、桜土手古墳展示館から移行した「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習拠点として、文化財に関する情報を内外に発信し、その活用と保存に向けて取り組んでいます。

5 生活環境

(1) 大気・水質・河川

大気の状態は、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。

水質・河川の状態は、水質調査を実施して河川環境の監視を行うとともに、事業所への立入調査を実施し、排水処理施設の適正管理及び排出基準の遵守について指導を行っています。また、河川の水質汚濁を把握するため、6河川7地点で水質調査を実施して水質の監視を行い、環境基準項目のうち、大腸菌群数が環境基準に適合していない状況ですが、BOD数値は公共下水道の整備により改善が図られています。

(2) 土壌

市内5か所のゴルフ場と環境保全協定を結び、農薬使用量を把握しゴルフ場直下の水路で農薬散布後の水質調査を実施しています。

(3) 騒音・振動

騒音の状況は、東名高速道路や国道246号からの自動車騒音や、工場の操業に伴う騒音、建設や解体作業に伴う騒音、飲食店等からのカラオケ騒音、娯楽施設・商店からの営業騒音、一般家庭からの生活騒音等があり、近年は、住工混在地域に立地する小規模工場からの騒音や、飲食店等のカラオケ騒音、建設現場の作業音などの騒音等が問題となりやすい傾向にあります。また、明確な規制基準がない低周波音に関する問題も増加しつつあります。

振動の状況は、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、人に心理的・生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋等に対して物理的被害を発生させるおそれもあります。自動車や鉄道などの交通振動や工場の操業に伴う振動、建設や解体工事の作業に伴う振動など、騒音と同様に発生源が多様化しています。

(4) 化学物質（ダイオキシン類）

発生抑制として県条例に基づき事業所へ定期的に立入調査を実施し、監視や指導による大気汚染防止に努め、焼却灰による土壌汚染の防止のため、焼却灰の保管や管理の監視・指導をしています。

6 環境教育・市民活動

環境教育の機会を提供するため、企業や大学、環境ボランティア団体等との協働により、市内の幼稚園、保育園、こども園及び小学校等を対象に環境学習支援事業「はだのエコスクール」を実施しています。



エコスクールの様子（柳川生き物の里）

教育現場では、学校版環境ISOの取組として、「エコキッズはだの」を推進し、すべての公立幼稚園・こども園、小・中学校でエコキッズの取組宣言（合言葉）を設定し、子どもたち全員が参加できる環境活動を実施しています。

一般向けには、環境保全、自然保護の啓発として自然観察会の開催や指導員の養成を行い、広く市民への自然保護意識の向上を図っています。

この両面の取組においては、各主体が相互の資源を組み合わせ、自らが果たすべき役割と責任を自覚するとともに、自主性を尊重、協力、補完し合うことが必要です。

第3章 未来に向かって

1 重点戦略と横断的視点

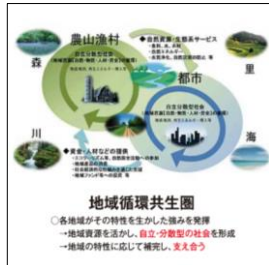
2 計画の体系

I 重点戦略と横断的視点

重点戦略

地域循環共生圏の構築

【日本発の脱炭素化・SDGs構想】



気候変動への適応

【SDGs・ゴール13】



重点戦略に位置付けた事項(≡着眼点)

序章で示したとおり、気候変動や温暖化、海洋プラスチックなどのごみ問題や生物多様性の損失による生態系サービスの低下など、地球環境が直面している状況は多分野に及び、その度合いや規模は危機的な状態といっても過言ではありません。より一層の国際的な協調と協力が求められていると言えます。

そこで、本市では、こうした地球規模の環境課題に対して、国内外が推進している取組に着眼し、それぞれが描く姿を重点戦略に位置付けるとともに、代表的な取組に反映させながら地域課題の解決に応用していくこととします。

横断的視点

はぐくむ

環境を支える組織や仕組み、意識を『はぐくむ』

はぐくむ

そなえる

気候変動などによる地球環境の変化に『そなえる』

そなえる

つなげる

環境・文化を守り次世代に『つなげる』

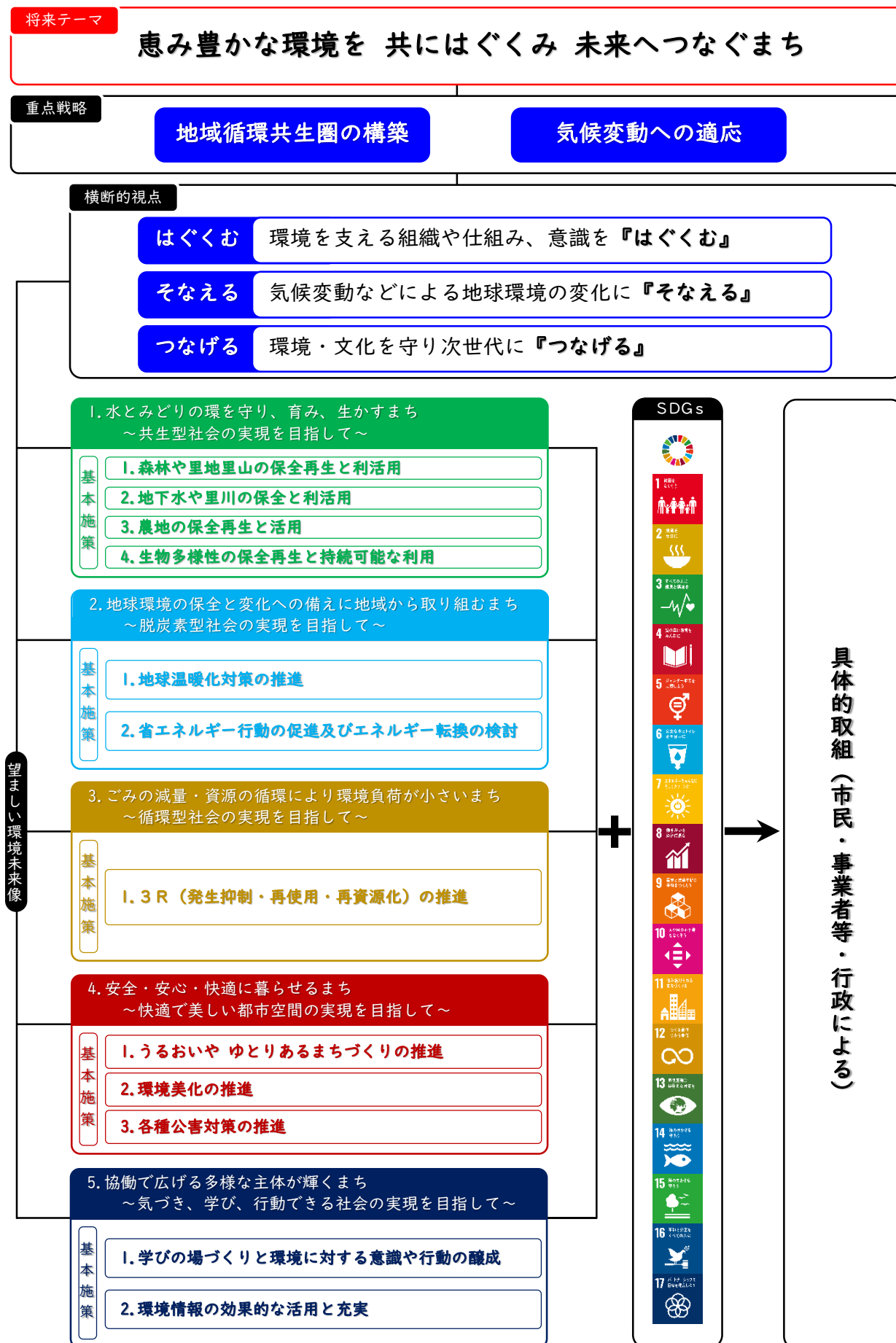
つなげる

3つの横断的視点

重点戦略はもとより、望ましい環境未来像を実現する基本施策を着実に推進させ、豊かで良好な自然環境を持続可能な形で次世代に継承していくためには、環境課題を横断的かつ持続的に捉えることが重要です。

そこで、市民・事業者等・行政が協働できる組織や仕組み、意識を『はぐくみ(む)』、気候変動などによる地球環境への脅威や変化に的確に『そなえ(る)』、秦野の環境や文化を守り、持続可能な形で次世代に『つなげる』の視点を基盤に、施策を展開していきます。

2 計画の体系



第4章 環境未来像を実現する基本施策

1 具体的取組

第1節 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち
～共生型社会の実現を目指して～

第2節 地球環境の保全と変化への備えに
地域から取り組むまち
～脱炭素型社会の実現を目指して～

第3節 ごみの減量・資源の循環により
環境負荷が小さいまち
～循環型社会の実現を目指して～

第4節 安全・安心・快適に暮らせるまち
～快適で美しい都市空間の実現を目指して～

第5節 協働で広げる多様な主体が輝くまち
～気づき、学び、行動できる社会を目指して～

2 数値目標と達成状況

■ 具体的取組の見方

I 具体的取組

第1節 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち

～共生型社会の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

森林整備や農業など、高齢化や担い手不足による事業の継続が懸念されてます。さらに、多面的な視点による展開が求められていることから、地域特性や地域資源を新たな価値・財産として守り、育み、生かした取組を進める必要があります。

●森林・里山…山地の保全、水源環境等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全再生、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多面的機能が発揮されるような環境づくりに努めます。また、森林セラピーのような新たな利活用方法を積極的に取り入れていきます。

●水（地下水）…自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取組を推進し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図るとともに、地下水汚染の防止と浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。

●農業・農地…私的理由に基づく農地転用、市内における大規模公共工事等による農地の減少及び担い手不足による荒廃農地の増加に対応するため、担い手の確保・育成と連動した荒廃農地の解消、農地の集積・集約化を図り、既存農地の有効活用と保全に努めます。また、交流人口の増加に寄与する地域特性を生かした多種多様な体験型、交流型の観光農業を推進します。

●生き物…市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努めるとともに、生物調査の実施や外来種の駆除推進等により生物多様性の保全再生を図ります。また、生物多様性を地域資源とする持続可能な利用を推進します。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
I	森林や里地里山の保全再生と利活用			
	I 森林の維持管理			
	1. 林業の新たな展開や経営の支援による秦野産木材需要の拡大			森林ふれあい課
	2. 水源の森林づくりの推進			森林ふれあい課
	3. 里山保全ボランティアの育成			森林ふれあい課
	2 里地里山の維持管理、ふれあい空間の創出			
	1. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援			森林ふれあい課
	2. 学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあい機会の創出			森林ふれあい課

下線表示：
数値目標(P00)の
達成に直結する
取組

評価：A = ほぼ計画どおり進行している。
B = 一定の成果が上がっている。
C = 保留または見直しを検討している。

Ⅰ 具体的取組

第Ⅰ節 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち

～共生型社会の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

森林整備や農業など、高齢化や担い手不足による事業の継続が懸念されています。さらに、多面的な視点による展開が求められていることから、地域特性や地域資源を新たな価値・財産として守り、育み、生かした取組を進める必要があります。

●**森林・里山**…山地の保全、水源環境等の保全を図るため、水源かん養、生物多様性の保全再生、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多面的機能が発揮されるような環境づくりに努めます。また、森林セラピーのような新たな利活用方法を積極的に取り入れていきます。

●**水（地下水）**…自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取組を推進し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図るとともに、地下水汚染の防止と浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。

●**農業・農地**…私的理由に基づく農地転用、市内における大規模公共工事等による農地の減少及び担い手不足による荒廃農地の増加に対応するため、担い手の確保・育成と連動した荒廃農地の解消、農地の集積・集約化を図り、既存農地の有効活用と保全に努めます。また、交流人口の増加に寄与する地域特性を生かした多種多様な体験型、交流型の観光農業を推進します。

●**生き物**…市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努めるとともに、生物調査の実施や外来種の駆除推進等により生物多様性の保全再生を図ります。また、生物多様性を地域資源とする持続可能な利用を推進します。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
Ⅰ 森林や里地里山の保全再生と利活用				
Ⅰ 森林の維持管理				
	1. 林業の新たな展開や経営の支援による秦野産木材需要の拡大	C	秦野産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援する「秦野市快適な住まいづくり補助金」を通じて秦野産木材の需要拡大を図ったが、利用件数が0件だったため、制度の見直しを行っている。	森林ふれあい課
	2. 水源の森林づくりの推進	B	水源環境保全税等を活用し、事業計画のとおり執行した。 ■間伐1.40ha ■作業路整備625m	森林ふれあい課
	3. 里山保全ボランティアの育成	A	森山里山に対する基礎的な知識と技術を習得し、里山保全に対する意識の高揚や充実を図ることを目的に、ボランティア養成研修講座を実施した。 ■受講者数：10名（延べ278名）	森林ふれあい課
2 里地里山の維持管理、ふれあい空間の創出				
	1. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援	A	手入れ不足と考えられる私有の里地里山において、保全再生活動を行う里地里山保全活動団体に対して補助を実施した。 ■里地里山保全ボランティア団体数：29団体 ■整備面積：35.88ha	森林ふれあい課
	2. 学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあい機会の創出	B	里山ふれあいセンターを市民が里山に触れあう活動拠点に位置付け、地元小学生を対象に植樹体験を行う森林体験学習などの各種事業を実施した。 ■自主事業参加者数：延べ624名	森林ふれあい課

3.「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用	A	里山団体などと共催で、森林セラピーイベントを開催し、里山の魅力を発信した。 ■イベント開催数：42回（延べ316人参加） ■森林セラピーガイド研修開催数：2回	森林ふれあい課
4.全国植樹祭を通じ育まれた植樹や育樹意識の啓発	A	■植樹： ・第16回秦野市植樹祭（参加人数：123人） ・北小学校森林体験学習（クマ目撃情報のため中止） ・大根小、広畑小合同桜植樹（参加人数：116人） ■育樹： ・次世代への森林づくり（参加人数：22人） ・県民参加の森林づくり（参加人数：314人） ■活樹：丹沢まつり、市民の日、里山まつり、全国削ろう会等での啓発活動	森林ふれあい課
5.エコツーリズムによるふれあいの場づくりの推進	B	ハイキングコース沿いの遊休農地等で花の栽培（栽培面積：24,957㎡）を行い、誘客に努めた。また、第68回秦野丹沢まつりでは、丹沢登山ツアー（参加者26人）及びハイキングツアー（参加者8人）を実施した。	観光振興課

2 地下水や里川の保全と利活用

1 地下水の保全と利活用

1.地下水位の観測	B	観測井76地点の水位監視を行った。 ■監視基準井戸の地下水位（水頭標高）：122.6m【年平均】	環境共生課
2.水源の森林づくりの推進【再掲1-1-1-2】		（前掲）	森林ふれあい課
3.休耕田などを利用した地下水のかん養の推進	B	休耕田などを借り上げ、地下水をかん養した。 ■休耕田：7,829.0㎡／かん養量：169,240㎡/年 ■冬季水田：8,860.0㎡／かん養量：97,413㎡/年	環境共生課
4.歩道の透水性舗装及び雨水浸透施設設置の推進	A	市道6号線及び市道12号線の歩道へ透水性舗装を実施した。 ■雨水浸透施設：6か所	環境共生課 道路整備課
5.秦野名水名人講座の実施	A	秦野名水名人講座（全5回）を実施し、受講生18名を「秦野名水名人」に認定した。	環境共生課

2 河川や地下水の浄化

1.河川浄化に対する意識の啓発	B	河川浄化月間等を機会に、河川清掃や河川浄化に対する意識啓発を行った。 ■葛葉川環境ウォーク：参加者171名/回収487kg ■四十八瀬川環境ウォーク：雨天中止 ■金目川環境ウォーク：参加者9名/回収80kg ■水生生物教室：参加者10名 ■水無川環境ウォーク：参加者37名/回収200kg	環境共生課
2.地下水の汚染対策の推進	A	地下水浄化装置による浄化を実施した。 ■実施地点：4か所／還元水量：約224.7㎡	環境共生課
3.「湘南里川づくり」など里川づくりに関する啓発	A	秦野市市民の日において、湘南里川づくりみんなの会の活動紹介及び川に親しむための川の生き物の水槽展示などを実施した。	総合政策課

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
3 農地の保全再生と活用				
	Ⅰ 都市農業の推進			
	1. 秦野優良農産物等登録 認証制度事業による地産 地消の推進	B	安心・安全で高品質な農産物を優良農産物として 認証し、ブランド化を推進するとともに、認証品 については、まほろば秦野通信へのPRや直売所 でポップ等を活用した販売促進・啓発促進を実施 した。(7品目)	農業振興課
	2. 環境保全型農業の推進	A	優良農産物等登録認証制度の推進により、環境保 全型農業の推進及び消費者に積極的に選んでもら える競争力を持った農産物のブランドを構築して いくため、生産履歴やGAPの推進を行った。	農業振興課
	3. 荒廃・遊休農地対策の 推進	A	荒廃・遊休農地の増加を防止するため、農地整備 費を助成することにより、農地の有効利用を推進 し地域農業の経営安定を図った。	農業振興課
	4. 多様な農業の担い手の 育成	A	秦野市民農業塾の実施や青年等就農計画の認定に より新規就農者を確保した。(累計100人)	農業振興課
	5. 野生鳥獣による農林業 被害対策の推進	A	鳥獣被害対策重点取組地域に選定した地域で生産 組合、地域住民、ボランティアによる環境整備や 鳥獣被害対策勉強会を実施し、地域全体で農林業 被害防止に関する知識の底上げを実施した。	農業振興課
	2 体験農業の支援と育成			
	1. 市民農園、ふれあい農 園の整備	A	市ホームページでPRを行い、市民農園の利用促 進を図った。(ふれあい農園(2か所)、さわや か農園(42か所)、コミュニティ農園(2か所))	農業振興課
	2. 体験イベントの開催に よるふれあい機会の創出	B	親子地場産野菜教室を実施し、親子で農産物の播 種や収穫を体験すると共に、収穫した農産物を利用 したカレー作りを夏に、豚汁作りを冬に東公民 館にて実施した。 ■親子地場産野菜教室参加者数：親子9組	農業振興課
	3. 観光農業の促進	A	いちご狩り、ブルベリー摘み取り、掘り取り(落 花生・サツマイモ)など観光農業のPRを行った。 また、農園ハイクを実施した。 ■上地区農園ハイク 117組 333名 ■東地区農園ハイク 31組 94名 ■上地区農園ハイク 67組 224名	農業振興課
4 生物多様性の保全再生と持続可能な利用				
	Ⅰ 動植物の分布の把握			
	1. 継続した生物調査の実 施	A	市内の水田・雑木林(90箇所)及び河川(6河川 15箇所)の生物調査を実施した。	環境共生課
	2. ボランティア団体によ る自然観察会等の実施	B	はだのネイチャー・ウォッチング・クラブの協力 により、弘法山での自然観察会を実施し、動植物 の分布を観測した。 ■春の弘法山自然観察会：参加者8人 ■秋の弘法山自然観察会：参加者10人	環境共生課
	3. 野生動物の保護及び適 正管理	B	市民から通報のあった傷病鳥獣を保護し、秦野市 獣医師会に属する動物病院及び神奈川県自然環境 保全センターに運搬し野生動物の保護に努めた。 ■疾病鳥獣保護件数：3件	環境共生課

	4.生態系に影響を及ぼす 外来動植物対策の実施	B	特定外来生物については、広報等により周知し駆除への協力を呼びかけるとともに、パトロールの実施や市民等からの問合せに対応した。また、捕獲が必要な動物については、計画捕獲を実施するなど分布の拡大防止に努めた。	環境共生課 農業振興課
2	生息環境の保全と持続可能な利用			
	1.生き物の里や谷戸田などの保全再生	B	各地域の生き物の里管理団体等による草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めた。	環境共生課
	<u>2.生物多様性を生かした 持続可能な利用の推進</u>	A	生き物の里やくずはの家などの地域資源を生物多様性の視点から活用し、生物多様性に身近にふれあう機会（普及・啓発事業を含む）を創出した。 ■「生き物の里」指定状況：7か所 ■「くずはの家」事業回数：104回	環境共生課
	3.環境創出行為への生物の生息環境保全に関する指導の実施	B	500㎡以上の環境創出行為を実施する際には、必ず緑地の確保をするように指導した。また、樹木を植栽する際に、食餌木を推奨した。	環境共生課

第2節 地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち

～脱炭素型社会の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

前計画から引き継ぎ、令和12年度(2030年度)までを期限とする二酸化炭素の削減目標については、これまでの取組だけでは達成することは非常に厳しく、特に、民生部門及び運輸部門における取組を一層強化する必要があります。

また、気候変動に伴う気象災害等への適応策についても、緩和策との両輪で推進していく必要があります。

●**二酸化炭素の削減(緩和策)・教育**…環境関連イベントや環境教育を通じ、一人ひとりができる二酸化炭素削減に繋がる取組について、周知啓発による意識向上を図ります。

- ・**エネルギー**…省エネルギー行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入とその活用を検討します。
- ・**交通**…「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」等への参加の拡大を図り、地球温暖化対策を推進します。
- ・**その他(技術革新)**…産学公の人的・技術的連携による新技術、新製品の研究開発の促進を支援します。

●**気候変動への取組(適応策)**…防災、健康、環境(自然)、農業、上下水道等を中心とする分野別の取組を整理し、組織横断的な体制整備による施策展開を図ります。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
Ⅰ 地球温暖化対策の推進				
Ⅰ 二酸化炭素排出量の削減【緩和策】				
	1. 二酸化炭素排出量の把握と取組の推進	B	市内の二酸化炭素排出量を把握し、削減に効果的な取組を推進している。 ■産業部門 : 204千t 運輸部門 : 147千t 民生部門(業務): 130千t 廃棄物部門: 18千t 民生部門(家庭): 159千t 合計(※) : 657千t ※直近データは令和4年度(2022年度)のもの。	環境共生課
	2. はだの環境月間事業の実施	B	市民や事業者の環境の保全に対する意識を啓発するため、参加型の事業を実施した。 ■緑のカーテン普及啓発(ゴーヤ苗: 145件配布) ■市の花普及啓発(カワラナデシコ苗: 103件配布) ■エコチャレンジシートの作成 1,173枚配布 ■ライトダウンの実施(6月21日~7月7日)など	環境共生課
	3. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施	A	■地球温暖化防止月間 広報はだの特集号を作成し、地球温暖化対策の取組を推進した。 ■省エネルギー月間 地域脱炭素事業(デコ活の普及)を踏まえたパネル展を開催し、啓発に努めた。	環境共生課
	4. 公用車への低公害車導入の推進	A	次世代自動車を導入した。 ■ハイブリッド4台(うち、1台入替) ■電気自動車2台(うち、1台入替)	財産管理課

	5. 交通需要マネジメント施策の推進	C	自家用車から公共交通機関利用への転換を図るため、事業所自主参加型エコ通勤デーや交通スリム化キャンペーンはだの及び交通スリム化教育などの交通需要マネジメント（TDM）施策を進めた。 ■事業所自主参加型エコ通勤デー（通年型） 延べ参加人数：26,584人 CO2削減量（概算値）：約71t ■交通スリム化キャンペーンはだの（イベント型） 延べ参加人数：1,736人 CO2削減量（概算値）：約3.6t/週 ■交通スリム化教育実施校：5校	交通住宅課
	6. 環境保全にかかる技術革新への支援の検討	A	これまでの制度設計をもとに、公共施設への「太陽光PPA事業」を実現するとともに、事業者への波及を目的とした「はだの脱炭素コンソーシアム」を運営し、参画事業者による協業、共創の場の企画を行った。	環境共生課
2 気候変動に対する取組の強化【適応策】				
	1. 水害対策の推進	A	内水浸水想定区域を現行の水防法に準拠した値でシミュレーションされた結果をハザードマップに反映させ、自治会等に配布し周知を行った。	防災課
	2. 土砂災害対策の推進	A	土砂災害警戒区域を多く抱えている地域に対し、ドローン飛行訓練や地域内で想定される危険箇所を記載した自治会オリジナル防災マップの作成支援を行い、地域防災力の向上に努めた。	防災課
	3. 災害情報を市民自ら収集、活用できる体制の整備	A	総合防災情報システムについては、自治会等でも講習会を実施し、市民自ら情報収集し、活用できるよう努めた。	防災課
	4. 組織横断的な体制の整備	B	秦野市地球温暖化対策推進本部として、各種段階的な協議を重ねた。 ■推進本部（部長級）：4回 ■幹事会（課長級）：3回 ■作業部会（実務担当者）：3回	環境共生課
2 省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討				
	1 省エネルギーを意識した行動の促進			
	1. はだの環境月間事業の実施【再掲2-1-1-2】		（前掲）	環境共生課
	2. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施【再掲2-1-1-3】		（前掲）	環境共生課
	3. 省エネルギー機器等の導入促進	B	脱炭素の情報を集約するポータルサイト「はだのde脱炭素」を開設し、デコ活の普及による、省エネの促進に努めた。	環境共生課

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
	4. 建築物及び橋りょうの 長寿命化の推進【省資源 対策】	A	建築物については、計画的な改修等を行うために 「秦野市公共施設保全計画」を令和3年5月に作 成し運用を開始。また省資源対策として「公共工 事における環境配慮指針チェック表」により各項 目について検討し実施した。 ■実施率：100% 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、南矢名陸橋 など10橋の修繕工事を実施するなど、継続して橋 りょうの長寿命化に努めた。	公共建築課 道路管理課
2 再生可能エネルギーの導入と活用の検討				
	1. 再生可能エネルギーの 利活用に関する調査・研 究	A	包括連携協定に基づく「太陽光PPA事業」の制度 設計の調査・研究に基づき、事業の実現につな がった。	環境共生課
	2. 再生可能エネルギーの 普及促進	A	国庫交付事業の採択をはじめ、市民や事業者にお ける太陽光発電設備に係る普及啓発に努めた。 (包括連携協定に係る取組) ■国庫交付金の採択 ■神奈川県太陽光発電事業（共同購入／0円ソー ラー）の周知	環境共生課
	3. 自立・分散型エネ ルギーシステムの普及促進	A	公共に係る太陽光PPA事業の実現を図るとともに、 家庭における同分野の普及促進を図る制度の設計 を検討している。	環境共生課

第3節 ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち

～循環型社会の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にありますが、持続可能な循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量、資源化の取組を進める必要があります。

●**可燃ごみの減量**…令和7年度(2025年度)末※までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に移行するため、「草木類の資源化」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つの柱に据え、資源化の推進による可燃ごみの減量に取り組んでいます。特に、家庭系ごみに比べ減量が進んでいない事業系ごみについては、立入り調査や展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進します。

※令和5年度(2023年度)末に修正

●**リサイクルシステムの構築**…超高齢社会の進展により、増加が見込まれる使用済み紙おむつや、現在、可燃ごみとして焼却している玩具や文具類等プラスチック製品の資源化について、資源化技術の動向等を捉えながら研究します。また、再使用可能な不用品を常設で展示・販売を行う施設整備の検討を進めます。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
Ⅰ 3R(発生抑制・再使用・再資源化)の推進				
Ⅰ 廃棄物の発生抑制と減量				
	1. 可燃ごみ減量の推進	A	はだのクリーンセンター1施設での安定稼働に向けた可燃ごみ減量の減量を推進するため、「ごみ処理基本計画」に基づき、家庭や事業者から排出される可燃ごみの減量の周知、啓発を図った。 ■焼却対象量:32,046t(可燃ごみ排出量:31,760t)	環境資源対策課
	2. 市民や事業者に対するごみ減量意識の啓発	A	自治会長及び廃棄物減量等推進員を対象に廃棄物減量等推進活動説明会を実施するとともに、市民の日等のイベント開催時の啓発活動の実施や自治会、婦人会等をはじめ、さまざまな団体に対し出前講座でごみ減量の啓発を行った。また、小学校・幼稚園等における環境教育に取り組んだ。 ■廃棄物減量等推進活動説明会:6月22日開催 ■出前講座:8回/環境教育(「はだのエコスクール」)「3つのRでゴミを減らそう」6校、「資源とゴミをわけるンジャー」26園	環境資源対策課
	3. 適正処理の促進による事業系ごみ減量の推進	B	事業系ごみの適正処理の徹底及び資源化の推進のため、特に厨芥類の削減を目的に展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進した。 ■事業系ごみ処理量:7,841t	環境資源対策課
	4. 過剰包装やレジ袋削減の推進	A	神奈川県のマイクロプラスチック問題に取り組む「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同するとともに、出前講座など各種イベントでエコバック等の物品を配布し、買い物時のマイバッグ持参を啓発した。	環境資源対策課
	5. ごみ出しルールの周知徹底	B	廃棄物減量等推進委員及びリサイクル推進員をはじめとする自治会の協力により、各地区におけるごみ出しルールの周知活動を行うとともに、広報はだの特集号、ごみ減量通信等によりストックハウス利用について周知を図った。 また、5か国語に対応した「ごみ分別促進アプリ」の普及・拡大に向けた啓発活動を行った。 ■ごみ分別促進アプリ登録者数:17,364人	環境資源対策課

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
	2 再使用の促進及び資源化の推進			
	1. 市民によるリユースの場づくりへの支援	A	「リユース！もったいないDay！」を開催し、再使用可能な粗大ごみを販売することで、粗大ごみのリユース（再使用）を促進し、ごみ減量に対する市民の意識の向上を図った。 ■来場者数：約400名／粗大ごみリユース件数：459件	環境資源対策課
	2. ごみの資源化の推進	A	家庭から排出される可燃ごみの減量を図るため、可燃ごみに含まれる資源物の分別の徹底を啓発した。 ■資源化率（総ごみ排出量に占める資源化量（中間処理後を含む））：31.5%	環境資源対策課
	3. 生ごみの資源化の推進	A	地域及び家庭から排出される生ごみの資源化を推進するため、生ごみ持ち寄り農園事業を鶴巻地区及び戸川地区で実施した。 ■利用世帯数：16世帯（鶴巻地区5世帯、戸川地区11世帯）	環境資源対策課
	4. 生ごみ処理機の普及促進	A	はだのクリーンセンターの安定稼働に向けて、家庭から排出される生ごみを削減するため、家庭用生ごみ処理機購入の補助を継続し、生ごみ処理機の普及促進を図った。 ■家庭用生ごみ処理機の補助件数：19人、21件	環境資源対策課
	3 リサイクルシステムの構築と拠点整備			
	1. 拠点回収の充実	B	資源物の回収拠点となる市内14か所のストックハウスを活用するとともに、スーパーなど12店舗を「資源物回収協力店」として周知するなど、資源物を出しやすい環境を整えた。	環境資源対策課
	2. 集団資源回収への支援	B	資源物のリサイクルを通じて、循環型社会への関心を深めてもらうとともに、分別の徹底により可燃ごみの減量を図るため、集団資源回収実施団体に対し、4円/kgの奨励金を交付した。 しかしながら、実施団体数及び回収量が年々減少していること及びプラスチック一括収集と資源物の隔週収集開始に伴い、令和6年度をもって事業廃止とした。 ■集団資源回収実施団体数：52団体 ■集団資源回収量：159,818kg	環境資源対策課
	3. 家電取扱事業者への指導等	B	家電リサイクル法の対象家電製品をリサイクル料金の先払い制に変更するよう、神奈川県を通じて国に要望した。	環境資源対策課

第4節 安全・安心・快適に暮らせるまち

～快適で美しい都市空間の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

開発等による都市化（宅地や大規模建物の造成、交通利便の向上など）の進展に加え、ポイ捨てや不法投棄等の美化意識の低下は、山並みや水辺空間といった秦野らしさを象徴する原風景に影響を与えるとともに、大気汚染や騒音被害など、人々の生活により生じる公害を誘発する可能性があります。

●**土地利用**…立地適正化計画に基づく適正な土地利用を誘導するとともに、官民連携のまちづくりを推進します。また、公園や緑地については、市民の健康増進や憩いの場として利用を促進し、多くの市民に愛される公園や緑地を目指し、市民との協働による維持管理に努めます。

●**公害対策・大気**…事業所への指導、廃棄物の焼却・野焼きの監視強化を継続し、大気環境の向上を図ります。

・河川…河川の水質調査を実施し、水質の状況について監視するとともに、事業所の排水について規制基準の遵守を指導することにより、河川水質の向上を図ります。

（大気及び河川とも、神奈川県との連携を念頭とした取組を推進します。）

●**環境美化**…ポイ捨てや不法投棄を「しない」、「させない」、未然防止の取組を進めます。

●**歴史・文化**…博物館活動を充実させるとともに、本町四ツ角周辺の近代建造物など、市内の文化財の調査、整理を行い、国登録等に向けての取組を行い保存活用を図ります。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
Ⅰ うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進				
Ⅰ 敷地内緑化の推進や公園・親水空間の整備				
	1. 樹林保全地区等の指定、みどり基金等による緑の保全	B	「秦野市みどり条例」に基づき、樹林保全地区及び保存樹木を指定し、その保全及び創造にかかる奨励金を交付するとともに、必要に応じて地権者・整備団体・市の三者契約による整備支援を行った。 ■樹林保全地区：20箇所/ 保存樹木：30本	環境共生課
	2. 植栽帯・公園などの手入れ、川づくりの推進	A	都市公園等における美化促進のため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、市民の美化意識の高揚を図るとともに、ホームページなどで周知等を行い、登録の推進に努めた。 また、県道沿いの植栽帯等の手入れを地元住民と道路管理者の協働により適宜行くとともに、河川の適切な維持管理については、草刈りなどを地元団体と河川管理者の協働により適宜行った。	建設総務課 公園課 国県事業推進課
	3. 湧水・震生湖とのふれあい空間づくりの創出	B	良好な景観の創出に向け、草刈りや散策道補修などを適宜行った。また、ナラ枯れ等危険樹木の伐採を進め、安心して散策できる環境づくりを進めた。	観光振興課
2 適正な土地利用による快適な都市整備の推進				
	1. コンパクトシティに向けた適正な土地利用の誘導	B	都市構造再編集中心支援事業の活用により都市機能の誘導や道路等の基盤整備を支援した。 また、立地適正化計画で指定した各誘導区域外での開発及び建築行為の動向を届出により把握した。	まちづくり 計画課
	2. 交差点の改良による円滑な交通の形成	B	市道71号線の歩道設置事業に伴い、今川町交差点の改良を実施している。	道路整備課

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
	3. 道路の不法占有物等の撤去	B	市内を20のエリアに分けて実施している道路パトロールにおいて、不法占有物を発見した際に撤去指導を行ったほか、ホームページなどで啓発活動に努めた。	建設総務課
	4. 駐輪場の整備及び放置自転車等の撤去	B	市内4駅を中心に放置自転車等の撤去を進めた。 撤去台数：365台（自転車：355台、原動機付自転車：10台）	地域安全課
	5. 駅周辺等における無電柱化や電線類の地中化の推進	B	駅周辺等の都市計画道路における整備を進めた。 ■整備延長等 尾尻諏訪原線：通信接続柵等4箇所 市道6号線：64.6m	都市整備課 道路管理課 道路整備課
	6. 歩行者及び自転車に配慮した道づくりの整備	B	延べ5路線総延長約0.9kmのグリーンベルト設置等の工事を実施するなど、歩行者に配慮した道づくりの整備に努めた。市道12号線等の歩道設置工事を行うとともに、市道71号線の歩道設置のため用地買収等を行った。 ■整備延長 市道12号線：79.1m、市道9号線：41.0m、市道6号線：34.8m	道路管理課 道路整備課
	7. 地域特性を生かした景観まちづくりの推進	B	「景観まちづくり条例」や「ふるさと秦野生活美観計画」に基づき、建築物の外壁等の色彩を指導した。	開発指導課
	3 歴史や文化的遺産の継承			
	1. 歴史的資源のふれあい機会の創出	A	文化財保護意識高揚のため、文化財特別公開を継続して実施するとともに、有形文化財に対し文化財保存管理奨励金を交付し、その保護に努めた。 ■はだの歴史博物館入館者数：46,217名	生涯学習課
	2. 歴史的建築物の調査及び保全	B	令和6年3月に国登録有形文化財に登録された、本町四ツ角周辺に所在する旧澤良商店、立花屋茶舗、保全堂薬局に解説看板を設置した。 市指定文化財である命徳寺・山門の修理に向けた調査を行った。	生涯学習課
	3. 伝統・文化の保全並びに継承と活用	B	民俗行事を後世に伝承する一助となるよう、保存団体の保存活動事業に対して補助金を交付した。 ■4団体：瓜生野百八松明保存会、下大槻百八炬火保存会、瓜生野盆踊り保存会、秦野ささら踊り保存会	生涯学習課
	4. 伝統行事及び郷土芸能の観光施策への活用	B	市観光協会との連携により、「瓜生野百八松明」「節分祭」などの行事に関する情報を観光パンフレット、デジタルサイネージ及びホームページで紹介した。	観光振興課 生涯学習課
	2 環境美化の推進			
	1 ポイ捨てごみ及び不法投棄対策			
	1. 美化清掃等によるごみの散乱防止	B	環境美化指導員による啓発活動や清掃活動、また市民参加による美化清掃（ごみゼロクリーンキャンペーン、市内一斉美化清掃）の実施などにより市民の美化意識の高揚と実践活動の促進を図った。 ■駅前早朝ごみゼロクリーンキャンペーン：雨天中止 ■市内一斉美化清掃ごみ回収量：31,611kg	環境資源対策課
	2. 不法投棄防止策の推進	A	定期的なパトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵及び監視カメラの設置により、不法投棄をさせない環境づくりを推進した。 ■パトロール日数：140日 ■不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会によるごみ回収量：427kg	環境資源対策課

	3. 河川浄化に対する意識の啓発【再掲1-2-2-1】		(前掲)	環境共生課
	4. 清掃ボランティア団体の活動支援と育成	B	清掃ボランティアの環境美化活動に対して、ごみ袋の提供及びごみの回収を行った。 さらに、ごみゼロクリーンキャンペーンなどの協働事業を実施し、美化意識の高揚と「ごみのないまちづくり」の推進に努めた。 ■ボランティア登録：27団体、48人	環境資源対策課
3 環境美化の推進				
1 大気、水質（河川及び地下水）及び土壌の保全対策の推進				
	1. 公害の未然防止に向けた監視体制の継続	A	市内河川の水質調査、事業所排水の立入調査及び焼却炉の排ガス調査を行った。 ■河川：6河川7地点／排水：25事業所45件／焼却炉：2事業所3基	生活環境課
	2. 事業所に対する監視体制の継続	B	騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき事業所の立入調査を行った。 ■調査件数：31件（苦情対応含む）	生活環境課
	3. 公用車への低公害車導入の推進【再掲2-1-1-4】		(前掲)	財産管理課
	4. 市街化調整区域における家庭用小型合併浄化槽への転換の推進	A	建築行為を伴わず家庭用小型合併処理浄化槽を設置した者に対して補助を行った。 ■補助件数：3件	生活環境課
	5. 公共下水道全体計画に基づく計画区域内整備の推進	A	公共下水道の污水整備を進めた。 ■全体計画(2,577.6ha)：2,506.9ha(97.3%) ■事業計画(2,566.5ha)：2,506.9ha(97.7%) ■市街化整備(2,438.4ha)：2,395.1ha(98.2%)	下水道施設課
	6. ゴルフ場での農薬使用量の把握及び減量化等の指導	A	市内5つのゴルフ場に対して、年2回の農薬水質調査及び農薬使用量の聞き取り調査を実施した。	生活環境課
2 騒音、振動及び悪臭等の防止対策の推進				
	1. 事業所の操業や飲食店等の深夜営業、建設現場等における騒音・振動への指導	B	騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導した。	生活環境課
	2. 自動車騒音調査の推進	B	騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視を実施した。 ■面的評価：29区間／騒音測定：4区間	生活環境課
	3. 騒音・振動に配慮した道路の適正管理	B	市道では、道路舗装の打換計画に基づき、延べ20路線総延長約4.5kmにおける舗装の打換工事及び17箇所の補修工事を実施するなど、道路の適正管理に努めた。 国道や県道では、計画的な舗装の補修工事を行うとともに、必要に応じて緊急対応を行った。	道路管理課 国県事業推進課
	4. 悪臭対策の推進及び改善指導の実施	B	悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導した。	生活環境課

基本 施策		具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
		5. 化学物質の環境リスク 低減対策の周知	B	農薬の適正使用に関する記事を広報はだのに掲載した。	生活環境課

第5節 協働で広げる多様な主体が輝くまち

～気づき、学び、行動できる社会の実現を目指して～

課題とこれからの方向性

企業や大学、環境ボランティア団体との協働により、環境を保全する活動は支えられていますが、情報面における連携と推進体制が不十分です。

環境保全活動を推進するうえでは、多様な主体が気づき、学び合いながら情報や課題を共有し、地域の環境に関わる活動などへの参加を通じて、連携、協力の意識を培うことが求められています。

●環境教育等の充実…環境学習や学校版環境ISO（エコキッズはだの）の実践により、幼稚園、こども園、小学校及び中学校の児童や生徒の学習の場と意識や行動が醸成できる環境づくりを充実させます。また、一般向けには、環境保全、自然保護の啓発として自然観察会の開催や指導員の養成を行い、広く市民への自然保護意識の向上を図ります。（望ましい環境未来像の実現に資する教育や啓発を含む。）

●情報共有環境の整備…市民等が自ら考え環境に配慮した行動（消費や事業活動）がとれるような情報を発信し、市民・事業者等・市との情報の共有を進めるとともに、各主体が必要に応じて協力し合えるネットワークの構築を図ります。

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
Ⅰ 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成				
Ⅰ 環境教育の充実				
	1. 実践的な環境教育・学習の場の創出	A	環境学習支援事業「はだのエコスクール」を通年実施するとともに、環境をテーマとした「環境ポスター・環境標語コンクール」を実施した。 ■はだのエコスクール実施回数：108回 ■ポスター応募数：331点／標語応募数 210点	環境共生課
	2. 実践活動や講師等として派遣できる人材の育成・活用	A	自然保護意識の普及と自然観察を指導できる指導員を養成するため、くずはの家で自然観察指導員養成講座を開催した。 ■全8回コース（テーマ：指導員の心得、昆虫や野鳥など）／216名受講（延べ）	環境共生課
	3. 学校版環境ISO「エコキッズはだの」の推進	B	園校それぞれの特色を生かして、自ら積極的に環境活動を推進し、地球環境への配慮を行動に移せる意識の高い子どもたちを育むための活動を行った。	教育指導課 教育研究所
	4. 「ふるさと秦野検定」等による環境保全の意識啓発	A	はだのっ子アワード事業のふるさと秦野検定部門や体験活動部門において、秦野市の地理や自然について、子どもたちが興味関心を持ち、自ら学ぶことができる取組を実施した。 ■秦野検定の受験者：1,695人	教育研究所
2 環境配慮行動の促進と多様な活動の支援				
	1. ワークショップ等の環境を考える機会の創出	B	市内事業者を中心とした「はだの脱炭素コンソーシアム」において、脱炭素経営について意見交換を行った。 また、脱炭素アクションについて考える市民会議の制度設計を行った。 ■定例協議会 2回	環境共生課
	2. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援【再掲1-1-2-1】		（前掲）	環境共生課

基本 施策	具体的取組	評価	評価を裏付ける根拠及び成果	担当課
	3. はだの環境月間事業の実施【再掲2-1-1-2】		(前掲)	環境共生課
	4. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施【再掲2-1-1-3】		(前掲)	環境共生課
	5. 清掃ボランティア団体の活動支援と育成【再掲4-2-1-4】		(前掲)	環境資源対策課
	6. 実践活動や講師等として派遣できる人材の育成・活用【再掲5-1-1-2】		(前掲)	環境共生課
2 環境情報の効果的な活用と充実				
	I 情報の収集・発信・共有の強化			
	1. 情報の収集と発信	A	国や県の取組等の情報収集、市の取組や成果指標等について、集約的に情報を届けるポータルサイトの開設を行った。 ■はだの脱炭素コンソーシアムの開催状況／ 先進企業の事例レポート など	環境共生課
	2. 情報の共有環境の整備	A	庁内連携はもとより、ポータルサイトの構築により、利便性、リーチ向上に努めた。	環境共生課

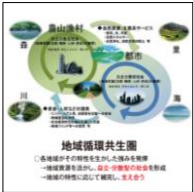
2 数値目標と達成状況

基本 施策	数値目標	基準値	現状値	目標値	評価※ 達成率	担当課
		(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)		
1-1 森林や里山の保全再生と利活用						
	水源の森林エリア における森林整備 (奥山を除く)の 面積【累計】	26.97ha	72.35ha	125ha	B 【58%】	森林ふれあい課
	重点戦略					
	「森林セラピー」 イベントの参加者 数	147名	316名	300名	A 【105%】	森林ふれあい課
1-2 地下水や里川の保全と利活用						
	監視基準井戸にお けるテトラクロロ エチレン濃度 【条例浄化目標値 以下】	0.05mg/l	0.01mg/l	0.01mg/l	A 【100%】	環境共生課
1-3 農地の保全再生と活用						
	担い手への新たな 農地集積面積	3.1ha	8.1ha	6.1ha	A 【133%】	農業振興課
1-4 生物多様性の保全再生と持続可能な利用						
	生物多様性の言葉 と意味を認識する 市民の割合	— 未調査	49.5%	60%	A 【83%】	環境共生課
2-1 地球温暖化対策の推進						
	令和12年度(2030 年度)の市内にお ける二酸化炭素排 出量【平成25年度 (2013年度)比】	865千t (平成25年度)	657千t (令和4年度) *1	470千t (令和12年度)	(B) 【72%】 削減量で算定	環境共生課
	重点戦略					
	気候変動に伴う影 響を理解し、その リスクに備えてい る市民の割合	— 未調査	45.0%	70%	B 【64%】	環境共生課
2-2 市内における年間エネルギー消費量						
	市内における年間 エネルギー消費量 (PJ：ペタジュール)	8.4PJ (平成29年度)	7.6PJ (令和4年度) *1	7.9PJ	(A) 【104%】 削減量で算定	環境共生課

*1. 算定に要する確定数値が2年後に公表されるため。

(※)評価：A＝目標値に対し、80%以上の達成率
 B＝目標値に対し、50%以上80%未満の達成率
 C＝目標値に対し、50%未満の達成率

基本 施策	数値目標	基準値	現状値	目標値	評価※ 達成率	担当課
		(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)		
3-1 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進						
	市民一人1日当たり のごみの排出量 （資源物を除く）	613g	570g	595g	A 【104%】 削減量で算定	環境資源対策課
4-1 うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進						
	公園美化ボラン ティア（里親制 度）団体数	48団体	63団体	57団体	A 【111%】	公園課
4-2 環境美化の推進						
	不法投棄の通報件 数	185件	140件	136件	A 【97%】 削減量で算定	環境資源対策課
4-3 各種公害対策の推進						
	河川の環境基準適 合率	100%	100%	100% （維持）	A 【100%】	生活環境課
5-1 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成						
	エコスクールのう ち企業編に参加す る団体数	6団体	8団体	9団体	A 【89%】	環境共生課
5-2 環境情報の効果的な活用と充実						
	環境に関する情報 の提供体制が整っ ていると感じる市 民の割合	— 未実施	55.5%	60%	A 【93%】	環境共生課

地域循環共生圏 の構築		体系番号	具体的取組
		1-1-2-3【P19】	「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用 生物多様性を生かした持続可能な利用の推進
		1-4-2-2【P21】	
気候変動への 適応		体系番号	具体的取組
		2-1-2-4【P23】	組織横断的な体制の整備 自立・分散型エネルギーシステムの普及促進
		2-2-2-3【P24】	

参 考 資 料

1 秦野市環境基本条例（抄）

2 環境基本計画とSDGsとの関連性

I 秦野市環境基本条例（抄）

（平成12年3月24日条例第8号）

前文

私たちのまち秦野は、周囲を山々や丘陵に囲まれ、ここに生活する人々の努力により「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」として発展してきた。

しかしながら、近年、人口増加による都市化が進行した結果、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型環境問題が進行している。

さらに、私たちは、物質的豊かさを追い求め、便利な生活を享受することによって資源やエネルギーを大量に消費する一方、環境問題は、地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼすことも懸念され、人の生存や動植物の生息をも脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもとに、自然と人との共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、良好な環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、本市、市民、事業者並びに旅行者その他の滞在者及び通過者(以下「滞在者等」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれがあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に役立つものをいう。

（環境の保全及び創造に係る基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、本市、市民、事業者及び滞在者等の責務に基づいてこれらすべての者が役割を共有することにより、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、行われなければならない。

4 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する環境の保全及び創造に係る基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、事業者及び滞在者等の意見を尊重して環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 前項に定めるもののほか、本市は、基本理念にのっとり、本市の施策を策定するものとし、及びそれを実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（滞在者等の責務）

第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（環境月間）

第8条 本市は、市民、事業者の間に環境の保全及び創造について、関心と理解を深めるとともに、積極的に行動する意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月1日から同月30日までとする。

3 市長は、環境月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(環境の保全及び創造に関する施策)

第9条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

(1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行うこと。

(2) 動植物の多様性を確保し、並びに水及び緑を保全し、及びかん養するとともに、人と自然との触れ合いの場を確保すること。

(3) 廃棄物の発生を抑制し、及びそれを適正に処理し、並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進すること。

(4) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的かつ文化的遺産を保全し、及び活用すること。

(5) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進すること。

(秦野市環境基本計画の策定)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その施策の基本方針となる秦野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に係る目標及び施策が具体的に示されるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、第15条に規定する秦野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全及び創造に必要な規制処置等)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、法令又は条例に基づく規制処置その他の制度的処置を積極的に行うものとする。

(環境教育及び環境学習の充実)

第12条 市長は、市民等に対して、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その行動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置をとるものとする。

(市民等の活動への支援)

第13条 市長は、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第14条 市長は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を市民等に対して適切に提供するように努めるものとする。

(秦野市環境審議会の設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市に秦野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

3 審議会は、13人以内の委員により組織する。

4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境報告書の作成、公表及び意見)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状並びに環境の保全及び創造についての施策等に関する環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、市民等及び審議会から前項の環境報告書に対する意見があった場合は、必要な措置をとるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第17条 本市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、庁内の総合的な調整を行う体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 環境基本計画とSDGsとの関係性

(1) SDGs 17のゴール

1 貧困をなくそう 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
2 飢餓をゼロに 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも 経済成長も 8 働きがいも 経済成長も	働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		誰一人取り残さない (leave no one behind) SDGsは、この誓いのもと発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(2) 望ましい観光未来像との対応表

SDGsの 17の目標 第4章 望ましい環境未来像	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																	
第1節 水とみどりの環を守り、 育み、生かすまち		■				■					■				■		■
第2節 地球環境の保全と変化 への備えに地域から取 り組むまち							■				■		■				■
第3節 ごみの減量・資源の循 環により環境負荷が小 さいまち											■	■					■
第4節 安全・安心・快適に暮 らせるまち						■			■		■	■		■			■
第5節 協働で広げる多様な主 体が輝くまち		■		■		■	■		■		■	■		■	■		■



水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市

令和 7 年(2025年) 9 月発行

秦野市環境産業部環境共生課
〒257-8501

秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

電話:0463-82-9618 FAX:0463-82-6256

E-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>